

交通関係事件の司法警察職員捜査書類基本書式例の特例について（通達）（概要）

〔平成12年12月22日交指第368号〕  
〔警察本部長から部課署長あて〕

対号 昭和50年3月27日付け収交指第103号「交通関係事件の司法警察職員捜査書類基本書式例の特例について」（通達）

交通関係事件の司法警察職員捜査書類基本書式例の特例を下記のとおり定め、平成13年1月1日から施行するので誤りのないようにされたい。なお、対号通達については、平成12年12月31日をもって廃止する。

本件については、金沢地方検察庁と協議済みである。

記

1 特例書式を適用する事件

別添1のとおりとする。ただし、次に掲げる事由のいずれかに該当する事件を除く。

- (1) 自由刑に処するを相当とする事件
- (2) 外国人（日本語を理解する者を除く。）が被疑者又は被害者である事件
- (3) 告訴又は告発に係る事件
- (4) 被疑者を逮捕した事件
- (5) 証拠品を押収した事件
- (6) 事実の重要な部分について、被疑者が否認し、又は被疑者と相被疑者若しくは被害者その他の参考人との供述が食い違う事件
- (7) 社会の注目をひくなど事案の性質上本書式になじまない事件
- (8) その他本書式によることが相当でない認められる事件

2 特例書式の様式

別添2のとおりとする。

様式第1号（その1）	送致書（実行行為者・共犯者用）
同（その2）	同
様式第2号（その1）	送致書（法人又は人の使用者用）
同（その2）	同
様式第3号（その1）	送致書（物損事故用）
同（その2）	同
様式第4号	参考人供述調書

注1 被疑者が少年の場合には、少の表示を送致書の右上部欄外に朱書するとともに、「保護者又は身元引受人」欄の事項を記入すること。

注2 特例書式中、「被疑者供述調書」又は「捜査（見分）の状況」の書式によることが相当でない場合には、これに代えて、通常の供述調書又は実況見分調書を作成して、送致書に添付すること。

## 別添 1

### 交通関係事件特例書式適用事件

- 1 道路交通法違反事件（交通切符・同反則切符適用事件を除く。）
- 2 自動車の保管場所の確保に関する法律違反事件（交通切符適用事件を除く。）
- 3 自動車損害賠償保障法違反事件
- 4 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止に関する特別措置法違反事件
- 5 道路法違反事件
- 6 道路運送車両法違反事件
- 7 道路運送法違反
- 8 貨物自動車運送事業法違反事件